

地域県土警察常任委員会資料

(令和8年4月21日)

[件名]

- 広島県と共同運用する総合防災情報システムへの山口県の参加について
(危機対策・情報課) … 2
- 島根原子力発電所の安全対策等の状況について (第49報)
(原子力安全対策課) … 3
- 島根2号機プルサーマル計画に関する国指導への回答に係る中国電力から知事への説明について
(原子力安全対策課) … 4
- 令和7年度第4回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について
(原子力安全対策課) … 5

危機管理部

広島県と共同運用する総合防災情報システムへの山口県の参加について

令和8年4月21日
危機対策・情報課

本県と広島県で共同運用している総合防災情報システムに、令和8年度から山口県が参加することとなり、共同運用にあたって必要な事項について、「総合防災情報システムの運用に関する協定」を3県で改めて締結しました。

1 協定の概要

「総合防災情報システム」の共同運用にあたって必要な事項を定める。

2 協定の有効期間

令和8年3月25日から令和12年3月31日まで（システムの運用予定期間）

3 担当者会議

システムの円滑な運用のため、各県職員で構成する担当者会議を設置。

4 契約の締結

システムの運用については、共通の仕様書に基づき本システムの構築及びサービスを提供する事業者と、各県が個別に契約を締結する。

システムの基本機能について改修の必要が生じた場合は、システム構築に係る契約締結者である広島県が調達し、改修の契約を行うことを基本とする。

5 費用の負担

(1) 運用費用

- システムの共同運用に要する費用は、1/2を3県で均等に、1/2を3県の人口比率に応じて按分する。

(運用費用の負担割合) ※端数切り上げの上限比率

	鳥取県	広島県	山口県
新	経費総額の100分の23	経費総額の100分の47	経費総額の100分の31
	(内訳)	(内訳)	(内訳)
	人口割 5.86%	人口割 29.95%	人口割 14.19%
	均等割 16.67%	均等割 16.67%	均等割 16.67%
	計 22.53%	計 46.62%	計 30.86%
旧	経費総額の100分の33	経費総額の100分の67	—

(2) 構築・改修費用

- システムの構築、改修に要する費用は、3県で均等に負担することを基本とし、負担割合は利用期間に応じて調整する。
- 各県がそれぞれ独自に必要とする機能及びサービスに係る運用費用については、当該機能等を利用する県がそれぞれ負担する。

※協定上は上記の考え方による比率の端数を一律に切り上げた形で定め、実際の負担金額を算出する際に3県で端数処理を協議、決定する。

(構築、改修費用の負担割合) ※端数切り上げの上限比率

	鳥取県	広島県	山口県
新	経費総額の100分の36 (5年間の利用)	経費総額の100分の36 (5年間の利用)	経費総額の100分の29 (4年間の利用)
旧	経費総額の100分の50	経費総額の100分の50	—

6 参考

令和7年5月28日及び9月3日に開催された中国地方知事会議において、鳥取、広島以外の各県にシステム共同運用への参加呼びかけを実施。

島根原子力発電所の安全対策等の状況について（第49報）

令和8年4月21日
原子力安全対策課

島根原子力発電所に係る状況等は次のとおりです。（前回報告は3月23日）

1 島根原子力発電所1号機（前回報告から変化なし）

廃止措置計画変更認可（第2段階への移行）：令和6年5月17日

原子炉本体周辺設備等解体撤去期間（第2段階）の作業着手：令和6年5月29日

現在、放射線管理区域内設備の解体撤去、解体保管物の保管エリア設定、解体機器選定及び方法の検討等を実施している。

2 島根原子力発電所2号機（前回報告から変化なし）

（1）第18回定期事業者検査

2月9日に原子炉を停止し、定期事業者検査開始（9月4日までの予定）。

（2）特定重大事故等対処施設

原子炉設置変更許可：令和6年10月23日

設計及び工事の計画の認可申請：令和7年1月31日

3 島根原子力発電所3号機

原子炉設置変更許可申請：平成30年8月10日（補正2回）、審査会合28回。

安全対策工事完了予定：令和10年度目途

3月26日、27日に審査会合（27回目、28回目）が開催され、3号機の運転開始に伴う2号機の変更、基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価に係る指摘事項への回答、敷地南側の推定活断層に係る地質調査計画について確認が行われた。

また、27日の審査会合では、中部電力浜岡原子力発電所の不正事案を踏まえた自主的な対応として、地震動評価の詳細及びそれに関する品質管理状況を今後の審査会合で説明していくことを中国電力が表明した。（中部電力の不正事案に係る同様の取組については中国電力が初めて）

今回の審査会合により審査項目の一通りの説明が終了し、4月以降指摘事項への回答を進めていく方針。

[中国電力の説明]

- ・3号機の運転開始に伴い、2号機において共用する設備の内容、2号機・3号機同時被災を想定した初動体制や作業員の被ばく評価の変更の概要。
- ・基礎地盤及び周辺斜面の安定性評価を行う代表施設についてタービン建物を追加すること。
- ・推定活断層の周辺で地表地質踏査、はぎ取り調査を実施すること。

[原子力規制委員会]

- ・地震動評価の説明方針の表明について、山岡委員が「信頼性、説明性の向上に資するものであり重要。」とコメント
- ・その他特段の指摘事項なし。

島根2号機プルサーマル計画に関する国指導への回答に係る中国電力から知事への説明について

令和8年4月21日
原子力安全対策課

中国電力が経済産業省からの島根原子力発電所2号機（以下、島根2号機）プルサーマル計画に係る口頭指導に対して回答したことについて、同社社長から知事に対して説明が行われましたので、報告します。

- 1 日 時 3月31日（火）15時30分から
- 2 場 所 県庁本庁舎3階 第4応接室
- 3 出席者 平井知事
中国電力株式会社 中川社長、三村島根原子力本部長、森田鳥取支社長
- 4 内 容

○国の指導への回答について説明（中川社長）

- ・この度の当社の対応において、鳥取県の皆さまにご心配をおかけしたことについて、お詫び申し上げます。
- ・指導内容を真摯に受け止め、鳥取県の皆さまへどのようにご説明させていただくべきか、熟慮を重ねた上で、昨日、資源エネルギー庁に回答を行った。
- ・当社としては、様々な機会を通じて、丁寧な説明を尽くして参りたい。

【経産省からの指導内容（2月18日）】

- ・中国電力が、島根2号機のプルサーマル計画についてスケジュールありきのように表現し、いまだ説明を受けていない周辺地域である鳥取県の皆様に不安を与えたことは遺憾。
- ・中国電力には、島根2号機のプルサーマル発電の実施に向けた、鳥取県の皆様への説明プロセスを、白紙撤回するよう求める。
- ・また、平井知事の御指摘を踏まえ、鳥取県の皆様にも御理解が得られるよう、改めて説明の在り方を見直すよう求める。

【中国電力の指導に対する回答（3月30日）】

- ・プルサーマル計画に関して、鳥取県の皆さまに対し、これまでにご説明できていないことを十分に認識したうえで、スケジュールありきではなく、丁寧な説明を尽くさせていただく。
- ・鳥取県、米子市、境港市における安全に関する検証に、丁寧に対応させていただく。
- ・プルサーマル計画に係るプロセスを進めるにあたっては、安全協定に基づき、鳥取県、米子市、境港市から頂いたご意見に、誠意を持って対応させていただく。

○説明を受けてのコメント

【知事】

- ・安全協定に基づく協議があれば、協定を結んだ立場であり、真摯に中国電力の説明を今後受けていく。
- ・県・2市、議会への説明も大切であるが、地域住民にも丁寧な対応を行っていただくことが必要であり、かねてから申し上げている地元住民への説明会の開催をお願いする。
- ・安全協定に基づく協議を申し入れされる前に、説明のやり方などのプロセスについて事務ベースで協議させていただく必要がある。

【中川社長】

- ・要請のあった住民に対する説明会については、島根県側からも声が上がっているところであり、今後しっかり検討させていただきたい。

令和7年度第4回鳥取県原子力安全顧問会議の結果について

令和8年4月21日
原子力安全対策課

島根原子力発電所3号機における新規制基準適合性審査状況等について、専門的な観点から審議、確認していただくため、原子力安全顧問会議を開催しました。

1 開催日時 3月30日(月) 午前10時～午後0時30分

2 開催場所 県庁災害対策本部室 ※web併用

3 出席者

(1) 県原子力安全顧問(17名中11名出席)

北田顧問、遠藤顧問、小田顧問、藤川顧問、牟田顧問、望月顧問、佐々木顧問、香川顧問、野口顧問、河野顧問、梅本顧問

(2) 中国電力株式会社

(3) オブザーバー

米子市、境港市、三朝町

4 内容

(1) 島根原子力発電所3号機に係る新規制基準適合性審査状況について

ア 概要

原子力規制委員会において島根3号機の新規制基準適合性審査の議論が概ね収束した審査項目について審議した。(3号機関連の顧問会議としては3回目。)

イ 中国電力の説明

(ア) 耐津波設計方針

・基準津波によって施設の安全性を損なわない設計であること。

(イ) 外部事象

・外部事象(自然現象や人為的事象)の影響によって施設の安全性を損なわない設計であること。

(ウ) 静的機器単一故障

・静的機器(配管やフィルタ)の故障を想定しても設備の安全機能が損なわれないこと。

(エ) 保安電源設備

・発電所の施設へ電力を供給する設備(電線路等)は、電力系統の多重化や機器の異常・故障を検知する機能等により電力供給が損なわれない設計であること。

(オ) 誤操作防止

・中央制御室等は、運転員が容易に識別でき、誤操作しないような設計であること。

(カ) 安全避難通路

・電源喪失した場合でも適切な措置が行えるよう事故対応用の照明を備えていること。

(キ) 安全保護回路

・原子炉を停止させるための回路は、不正アクセス防止対策が講じられていること。

(ク) 原子炉冷却材圧力バウンダリ

・原子炉冷却材圧力バウンダリ(原子炉冷却材の圧力を保持する弁や配管)が、想定される圧力・温度に耐えうる設計であること。

(2) その他

令和7年度環境放射線等測定結果(第3四半期まで)及び令和8年度環境放射線等測定計画について原子力環境センターから説明した。

また、令和8年度原子力防災対策事業について、原子力安全対策課から説明した。

5 顧問の主な意見

- ・耐津波設計方針について、3号炉取水口から入った海水は3号炉取水槽に送られるが、3号炉取水口と3号炉取水槽の許容津波高さの差が大きい。どのような構造になっているか。
 - （中国電力）取水槽の許容津波高さについては、非常用海水ポンプの取水可能な水位として設定している。

3号炉取水口の許容津波高さは、海水を取り込む取水口の最低水位であり、-14mである。一方の3号炉取水槽の許容津波高さは、原子炉機器を冷却するために取水槽内の海水を原子炉建物内に送る非常用海水ポンプの取水可能な水位（ポンプ吸込口の水位）であり、-6.7mである。
- ・静的機器の単一故障について、非常用ガス処理系の配管の全周破断が2日間で修復可能としている考え方について説明してほしい。
 - （中国電力）足場を設置してゴムシートを巻いて配管を修復するという実際の作業にかかった期間の実績をもとに2日間で修復できることを確認している。
- ・原子力防災訓練について、体系的に計画し実施することで参加者の知識及び技能向上を図ってほしい。また、参加者がそれぞれの到達目標を意識しながら取り組める工夫をしてはどうか。
 - （県）顧問のご指摘を踏まえ、秋の実動訓練に向けて年度当初からスキルアップできるよう体系的に進めていきたい。併せて到達目標を明示し、実施後には振り返り等によりフォローしていきたい。